

仕 様 書

1 委託業務名

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業
評価事業及び給付適正化業務委託

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月25日まで

3 委託内容

ア. 一般介護予防事業評価事業

- (1) 総合事業サービス及び介護（予防）給付データ等の調査・分析
- (2) 要介護認定等の新規申請者及び更新申請における悪化者の分析
- (3) 事業対象者における悪化者の分析
- (4) 自立支援ケア会議における事例対象者の評価分析
- (5) 上記(1)～(4)にかかる報告書の作成
- (6) 新規認定者の出現抑制に向けた提案
- (7) 要介護認定等の更新申請における悪化者の重度化予防に向けた提案
- (8) 総合事業サービス費及び介護（予防）給付費の適正化に向けた提案
- (9) 上記を踏まえた検討会議の開催支援及びアドバイザー派遣

イ. 給付適正化事業

- (1) ケアプラン点検（広域指定事業所分）
 - ・ケアプランチェック業務（54プラン）
 - ・ケアプラン作成者ヒアリング業務
 - ・報告書作成業務
 - ・その他委託業務（プラン提出依頼、ヒアリング等日程調整等）

4 データの提供

- (1) 業務に必要なデータは、鳥栖地区広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）と受託者が協議し、受託者が提示すること。
- (2) 本組合は、提示されたデータにつき、可否を判断した上で、受託者へ提供する。

5 成果品

- ① 総合事業サービス費及び介護（予防）給付等費用分析報告書
（PDF形式による原稿、CD-R 1部）

② ケアプラン点検報告書

(PDF 形式による事業所ごとの原稿及び点検実施事業所の原稿をまとめて CD-R 1 部)

6 支払について

委託料の支払いについては、成果品の納品後、支払うものとする。

7 注意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、業務の目的を十分に理解して業務を行うこと。

(2) 個人情報の保護

プライバシーマーク使用許諾、若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又は I SMS 若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(3) 事前協議及び報告

受託者は、業務内容の実施にあたり、本組合と事前に協議を行うこと。

また、業務の進捗状況に応じて、本組合に報告を行うこと。

(4) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は文書でその旨を通知し、本組合の承諾を受けなければならない。

(5) 調査内容等の第三者への提供の禁止等

① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

② 受託者は、本組合が承諾した場合を除き、受託業務の内容を他の用途に利用してはならない。

(6) 個人情報の取り扱いについて

① 受託者は、本業務で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

② 再委託する場合には、個人情報及び調査内容等の保護については、受託者が責任をもって管理すること。

③ 受託者は、業務委託契約終了後も個人情報及び調査内容等の保護を行うこと。

(7) その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、本組合と協議を行うこと。